

---

プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 253 回金融商品専門委員会で聞かれた意見**

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、第 253 回金融商品専門委員会（2026 年 4 月 6 日開催）において、金融資産の減損に関する公開草案に寄せられた主なコメントとその対応案（以下「コメント対応表」という。）について聞かれた意見をまとめたものである。

## 聞かれた意見

### （予想信用損失の算定方法に関するコメント対応）

2. コメント対応表 3-2.9) について、シナリオが影響を与えるパラメータを確率加重のうえ適用することにより複数のシナリオを考慮する手法によって算定された予想信用損失は、将来予測のモデルによっては複数のシナリオを考慮してそれぞれ算定した信用損失を確率加重した予想信用損失に近似できる場合もあると考えられる。この点、ある程度、企業に算定方法の選択肢を持たせるため、「異なる数値となると考えられる」との否定的な文章と解釈されうる表現を「事実及び状況において判断を行う」等の表現に見直すことを検討いただきたい。
3. コメント対応表 3-2.12) について、償却原価法の適用に際して金利差額調整法における定額法を用いる場合において、予想信用損失の算定に用いる割引率を明確化すべきとのコメントへの対応に記載した内容は実務の助けになるため、結論の背景等に記載いただきたい。
4. コメント対応表 3-2.15) について、償却原価を実効金利で計算した場合でも、予想信用損失は当該実効金利ではなく近似値を利用することが考えられるため、「償却原価の算定に用いる利率（実効金利、約定金利）又はこれらの近似値」との表現の方がよいと考える。
5. コメント対応表 3-2.27) について、一般事業会社においても簡素化された算定方法を使用可能とする方針に違和感はない。ただし、「一般事業会社においても、「金融検査マニュアル（預金等受入金融機関に係る検査マニュアル）」（以下「金融監査マニュアル」という。）等の検査マニュアルを踏まえた債務者区分を基礎とする信用リスク管理実務が行

われている場合に、この簡素化された算定方法を使用することは可能である」という記載では、当該検査マニュアルを踏まえた債務者区分を利用している場合のみ簡素化された算定方法を使用可能と読み取れる。この点、社内格付区分を有している事業会社において簡素化された算定方法を適用する余地はないという解釈となると実務への影響が大きいため、表現を和らげることを検討いただきたい。

6. コメント対応表 3-2. 27) について、一般事業会社において、社内格付を使って信用リスク管理している事例があると考えられる。当該社内格付を金融検査マニュアルに基づく債務者区分に紐付けることにより簡素化された算定方法を使用することが可能と考えられるというニュアンスを含めるように、コメントへの対応を記載することを検討いただきたい。
7. コメント対応表 3-2. 32) について、コメントは、予想信用損失適用指針案 BC113 項の記載に関して、オーバーレイの調整をするか否かの判定には実態が分かっている必要があるが、実態が何を指すのかが不明確であるため、何に対するオーバーレイ調整が必要なのかが不明確であるとの趣旨と認識している。コメントへの対応に記載された内容はこの趣旨に合致しないものとなっているように読めるため、再度確認して頂きたい。
8. コメント対応表 3-2. 40) について、当該将来予測シナリオの考慮にあたっては、信用損失が発生する可能性が非常に低い場合であっても、信用損失が発生する可能性を反映する必要があるとの表現は、当該可能性がゼロ%とすることが認められないと解釈されうるため、信用力が非常に高い発行体に関する債券についての補足文書(案)における記載との整合性を確認したい。
9. コメント対応表 3-2. 48) について、将来のリース料を収受する権利に係る部分の予想信用損失を算定する際に残存価額部分をどの程度考慮すべきかを明確化することを求めるコメントへの対応として、将来のリース料を収受する権利に係る部分以外の部分については、予想信用損失の対象に含まれない旨が記載されている。当該資産に含まれる含み益を将来のリース料を収受する権利に係る部分の予想信用損失を算定する際に考慮できるかの明確化を求めるコメントの趣旨を踏まえ、コメント対応の記載を見直して頂きたい。
10. コメント対応表 3-2. 53) について、劣後債権等を予想信用損失の算定対象として取扱う場合、信用リスクの著しい増大(SICR)の判定、及び信用減損の有無を判断する際の原因資産の債務者の信用リスクに対するルックスルーの要否等について実務での論点となりうる。特に SICR の判定における比較対象を何にするかについて解釈に幅があり、会計処理に関する議論が非常に複雑になるため、ガイダンスの作成を検討いただきたい。

## (償却原価に係る会計処理に関するコメント対応)

11. 手数料の範囲に関するコメント等について、企業の実態に応じた判断を阻害しないように、追加のガイダンスや設例を設けないとするコメントへの対応案が多いと認識している。この点、業界での一定の目線合わせや比較可能性の観点から、ガイドラインや設例を作成頂きたいとの意見が多くあったことを共有する。

一方、1つの方法を断定的にコメント対応表に記載してしまうと、それ以外の方法ができないようにも見えてしまう場合もあり得るので、この観点から慎重にしていきたい。個別の事例として、コメント対応表 4.19) について、実効金利に反映される「契約の当事者間で授受されるポイント」の例として、住宅ローンの借入れにより債務者にポイントが付与される場合をコメント対応表に記載している。住宅ローンのポイント付与は様々な状況で発生するため、実質的なコストとして繰り延べられるかは企業の実情に応じて判断すべきものであると考えられるため、住宅ローンの例示を削除する、又は企業の実情や状況に応じて判断するとの文言を入れる等の記載の見直しを検討いただきたい。
12. コメント対応表 4.4) について、通常、売掛金等に約定金利がないため、重要な金融要素を含む売掛金等について実効金利の代わりに約定金利（又は約定金利相当の率）を用いることができるとする移管指針公開草案第 17 号（移管指針第 9 号の改正案）「金融商品会計に関する実務指針（案）」第 105-2 項が適用できない可能性がある。また、重要な金融要素を含む売掛金について割引計算を通じて算定される率が「約定金利相当の率」に該当するかは明確ではなく、「約定金利相当の率」に該当する場合も、実効金利と約定金利相当の率は同一となり、実務負担を軽減するかは明らかではないと考える。このため、仮に金利差額調整法における定額法を認めないとしても、コメントへの対応において、補足または整理を検討いただきたい。

以 上